札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第50号）新旧対照表（第２条関係）

現　　行	改　正　後	備　　考
第１条～第８条　（省略）	第１条～第８条　（現行のとおり）	
（他の学校等の設備を兼ねるときの基準） 第９条　幼保連携型認定こども園の設置者は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備とすることができる。ただし、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、この限りでない。 （新設）	（他の学校等の設備を兼ねるときの基準） 第９条　幼保連携型認定こども園の設置者は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備とすることができる。 ２　前項の規定は、保育室等については、適用しない。ただし、他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。	幼保連携型認定こども園基準（従うべき基準）第13条２項により準用する児童福祉施設基準第８条の改正に伴う改正及び規定の新設
第10条　（省略）	第10条　（現行のとおり）	
（職員） 第11条　（省略） ２～５　（省略） ６　幼保連携型認定こども園の設置者は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員と兼ねさせることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。 （新設）	（職員） 第11条　（現行のとおり） ２～５　（現行のとおり） ６　幼保連携型認定こども園の設置者は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員と兼ねさせることができる。 ７　前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。	同上
第12条・第13条　（省略）	第12条・第13条　（現行のとおり）	
（懲戒に係る権限の濫用禁止）	第14条　削除	令和４年改正命令による幼保連携型認定

第14条　園長は、児童福祉法第47条第３項の規定により懲戒に関し、園児の福祉のため必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱めるなどその権限を濫用してはならない。		こども園基準（従うべき基準）第13条の改正に伴う削除
第15条～附則第５条　（省略）	第15条～附則第５条　（現行のとおり）	
（新設）	（職員の員数に関する特例） 第６条　第11条第３項の表備考１に定める者については、当分の間、１人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満１歳未満の園児の数が４人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同備考に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 ２　前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。	令和５年改正命令による幼保連携型認定こども園基準（参酌基準）附則第８条の新設に伴う規定の新設